

これまでの議論と今後の検討（未定稿）

令和 6 年 7 月 22 日

【参考】日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会中間報告（令和 5 年 12 月 21 日）（抄）

- 学術会議と国との関係については、本懇談会としては、学術会議が以上のような使命・目的に沿って独立して自律的に活動し、期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと理解する。
- 国による財政的なサポートについても、ナショナル・アカデミーの意義及び性格を踏まえて政府が必要な財政的支援を継続して行うことの重要性を、本懇談会としても改めて確認する。
- これらの機能を十分に発揮するためには、政府等からの独立性を徹底的に担保することが何よりも重要である。その上で、学術会議の活動・運営に科学技術の進歩と社会の変化が自律的に反映されていくような仕組みを整えること、そのためには、活動・運営を担う会員が適切に選考される必要がある。
- 我が国の科学者を内外に代表するという他の団体にはない責務と特権を与えられ、現行法上その経費が国庫の負担とされている組織であることにかんがみれば、活動・運営の透明性の向上や自律的な組織として必要なガバナンス体制の確立が求められることは、財政民主主義の観点からも当然であり、学術会議だけが例外ということにはならない。

《使命及び目的》

- 1 特別の法律に基づいて設立される新たな日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学（自然科学だけでなく、社会科学及び人文科学のすべてを含む。）が国民及び人類共有の知的資源であり、科学の進歩と科学の成果の活用は国民及び人類の福祉に資するものであるという確信に立って、国民の総意の下に設立される。

新たな日本学術会議は、世界の学界と提携して科学の進歩に寄与し、科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献し、ひいては人類社会の福祉に寄与することを目的とする。

※日本学術会議の法人化に向けて（令和 5 年 12 月 22 日）

- ◇ 学術会議のミッションは、(学術の在り方を問い直すことも含めた) 学術の方向性や学術と社会の関係などを中長期的な視点から俯瞰的に議論すること。
 - ・ 学会や審議会ではできない、ナショナル・アカデミーにふさわしいオンラインワンの活動(特別な地位・権限を付与し、国費で支援する活動)
 - ・ Science for science(あるものの探求)、Science for society(あるべきものの探究)を両輪とし、その統合を志向する俯瞰的な議論
 - ・ 世界的・社会的にインパクトのある提言等

- ◇ 学術会議が国と並ぶ位置に立ち、国民からの負託に応えてのびやかに発展していくためには、
 - ・ ミッションの具体化、明確化(国民が理解し支持するような目標)
 - ・ ミッションに沿った活動・運営(国民が納得できる活動・運営)が期待される。財政基盤を確立し、さらに活動を広げていくためにも必要。

- ◇ 学術会議がミッションを完遂するためには、活動・運営を担う会員の選考が何よりも重要。会員選考が独立して自律的に行われることを前提に、
 - ・ 我が国の代表にふさわしい very best な会員が選ばれること
 - ・ 客観的で透明な国民に説明できる方法で選考されること
 - ・ 会員構成等に学術の進歩と社会の変化が自律的に反映されることが必要。

- ◆ 特別の法律に基づいて設立される新たな日本学術会議は(…)学術の進歩と学術の成果の活用は国民及び人類の福祉に資するものであるという確信に立って、国民の総意の下に設立される。
- ◆ 新たな日本学術会議は、学術の方向性や学術と社会の関係等に関する中長期的な視点に立った俯瞰的な議論を通じて、世界の学界と提携して科学の進歩に寄与し、学術の向上発達及び学術の成果を通じて国民の福祉及び我が国社会の発展に貢献し、ひいては人類社会の福祉に寄与することを目的とする。

＜参考＞「日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）」 抄

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

＜参考＞日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会中間報告（令和5年12月21日）（抄）

5 求められる機能にふさわしい組織形態

(1) 本懇談会としては、学術会議の使命・目的を踏まえると、独立した立場から政府の方針と一致しない見解も含めて政府等に学術的・科学的助言を行う機能を十分に果たすためには、そもそも政府の機関であることは矛盾を内在していると考えられるし、会員選考の自律性の観点からも、主要先進国のように学術会議が選考した候補者が手続き上もそのまま会員になる仕組みの方が自然であり望ましいと考える。

さらに、学術会議において「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」に基づいて自主的な改革が行われていることには敬意を表するが、国の機関のままでの改革には制度面でも財源面でも限界が感じられるため、人事・組織関係制度や会計法令による厳格な制約から外れ、外国人会員実現のための制度的な障害をクリアするなど、学術会議が求められる機能を十分に発揮するための環境を整えるという観点からも、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましい。法人化により、活動の拡大強化と、それを支える財政基盤の多様化や事務局体制の充実についての可能性が広がる一方で、国の組織でなくなることから生じる具体的な制度上のデメリットは、本懇談会としてはこれまでの議論の中で確認されていない。

(2) 学術会議からは、臨時総会における声明等（※）において、政府からの独立性・柔軟な自律的組織運営の確保、会員・会長選考の自律性・独立性、法人化による実質的機能減、安定的な財政基盤の確保、改革に伴うコストの考慮などが懸念事項として挙げられているが、仮に学術会議を法人化する場合には、独立性・自律性が現在以上に確保され、国民から求められる機能が十分に発揮されるような制度設計が行われるべきことは言うまでもなく、本懇談会からも政府に対して強く要請するところである。また、国による財政的なサポートについても、ナショナル・アカデミーの意義及び性格を踏まえて政府が必要な財政的支援を継続して行うことの重要性を、本懇談会としても改めて確認する。

（※）「日本学術会議のより良い役割発揮に向けた基本的考え方 -自由な発想を活かした、しなやかな発展のための協議に向けて-」（令和5年（2023年）12月9日日本学術会議）

(3) 今後の学術会議の業務については、懇談会の中で、「タイムリー、スピーディな意思の表出と助言機能の強化」「学術の発展のための各種学術関係機関との密接なコミュニケーションとハブとしての活動強化」等の7項目が、「日本学術会議第26期アクションプラン骨子」として学術会議から示された。

本懇談会としては、このような意欲的なアクションプランの速やかな具体化と推進を望むところであり、国による必要な財政的支援についても並走していく覚悟であるが、「多様な団体、国民とのコミュニケーションの促進」「学術を核とした地方活性化の推進」「情報発信機能の強化」「事務局機能の拡充を含む企画・執行体制の強化」などのいずれについても、国とは別の組織になって活動・運営の自由度を高める方が、その着実な実現に向けて適格的であることは間違いない。

(4) なお、法人化により学術会議に求められる機能がこれまで以上に発揮されることが期待できるのであれば、短期的なコストを厭うべきではない。この点は、学術会議からも、高い行政コストを払っても本当に必要な変更であれば全く反対するものではないという考えが表明されているところであり、本懇談会としては、国とは別の組織になる方が活動・運営の自由度が高まることは間違いなく、創設から75年を迎え成熟しつつある学術会議が、国民や社会の高い期待に応えさらなる飛躍を遂げるためにも、抜本的な改革を断行する時期に来ているものと考ええる。長期的には行政コストを大幅に上回る改革になることを確信し、また、実際にそのような制度設計や必要な環境整備が確実に行われることを強く望む次第である。

(5) 学術会議が述べるように、アクションプランの推進等は国のままでも一定程度は可能かもしれない。しかし、この懇談会としては、学術会議が現状をベースとした改善に甘んじることなく、この機会に抜本的な改革を行い、国民及び社会からも政府からも頼りにされ信頼されるアカデミーとなることを強く期待している。

また、学術会議の活動・運営を担うのは会員であり、会員の質と意欲が何よりも大切だということは、強調しても強調しすぎることはない。本懇談会としては、第25期において若手アカデミーが取りまとめた「学術フォーラム『2040年の科学・学術と社会を見据えて取り組むべき10の課題～イノベーション・越境研究・地域連携・国際連携・人材育成・研究環境～』」（2023年7月2日）に見られるように、学術会議内においても改革への動きが芽生え、根付きはじめたことを歓迎し、さらに大きな潮流となるよう願っていることも付記しておく。

《業務》

2 新たな日本学術会議は、独立して以下の業務を行う。

(1) 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

特に、科学に関する重要事項について、政府に客観的で科学的根拠に基づく助言（科学的助言/勧告）を行うことができる。政府は、科学に関する重要事項について日本学術会議に科学的助言を求める（諮問）ことができる。政府は、新たな日本学術会議の依頼に応じて、資料や情報の提供を行うことができる。

(2) 科学に関する各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進などにより、科学の発展と社会課題の解決に資すること。

(3) 科学の発展、我が国及び人類社会の課題解決への貢献を目指して、国際的な連携・交流を進めること。このため、科学に関する国際団体に加入することができる。

※日本学術会議の法人化に向けて（令和5年12月22日）

◇ 学術会議には、学会や審議会ではできない議論を通じて、世界的・社会的にインパクトのある提言を行うことが期待されている。

- ・ 学術の方向性や学術と社会の関係等に関する中長期的な視点に立った俯瞰的な議論
- ・ Science for science と Science for society を両輪としその統合を志向するような議論

◇ 学術会議において、従来のボトムアップ型の意思表示に加えて、社会が抱えるその時々課題のうち特に重要な課題について、執行部の判断で課題別委員会を設置し迅速に対応する取組み（リーダーシップ型）を進めていることは歓迎。

* Science for society を念頭に置いた活動をどのように進めていくか、ステークホルダーとのコミュニケーションをどう進めるか等についても、引き続き議論が必要。

＜参考＞「日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）」 抄

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

- 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分
- 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針
- 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
- 四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

- 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策
- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

第六条 政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。

第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

- 2 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。

《会員選考》

- 3 新たな日本学術会議は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、独立して会員を選考する。会員は、新たな日本学術会議の独立性・自律性を踏まえつつ、透明かつ厳正なプロセスで選考されるものとする。
- (1) 新たな日本学術会議に会長が任命した外部の有識者からなる選考助言委員会（仮称）を置き、選考に関する方針等を策定する際にあらかじめ意見を聴くものとする。
- (2) 新たな日本学術会議における会員の選考方法は、コ・オペレーション方式を前提とする。その上で、高い会員の資質を維持し、科学の進歩や社会の変化に応じて会員構成などが自律的に変化し進化していくことを制度的に担保するため、海外諸国にみられるような現会員による投票制度の導入などを検討する。
- (3) 会員の任期、定年、定員などの在り方についても検討する。連携会員の在り方についても関連して検討する。
- (4) 新たな日本学術会議の発足時に会員となる者の選考については、特別な選考方法を検討する。
- ※日本学術会議の法人化に向けて（令和 5 年 12 月 22 日）

- ◇ 学術会議が学会や審議会とは異なるオンリーワンのミッションを遂行するためには、活動・運営を担う会員が重要。
- ◇ 提言等が国民・社会に納得感をもって受け入れられるためにも、コ・オペレーションが適切に機能する前提としても、very best な会員であることが必要。
- ◇ (B) 国民に説明できる方法で、(A) 国民が納得できるメンバーが選ばれるような選考方法を検討。
- ◇ (C) 選ばれた very best な会員が存分に働けるような身分に関する仕組みを整備（任期・再任、定年、会員数など）。

(A) 国民が納得できるメンバー

- ◇ very best (学術的な優越性・卓越性) が最終的な価値であることが前提。
- ◇ 学術の方向性や学術と社会の関係などを中長期的な視点から俯瞰的に議論するために必要な高いダイバーシティを確保するよう努力。
- ◇ 会員の領域・カテゴリーごとに very best に必要な資質・選考基準を言語化。
 - ・ 産業界、地方在住者、若手研究者、外国人、女性など
 - ・ 選考助言委員会を活用し、必要な資質の検討、選考基準の策定に、関係する領域・カテゴリーに関する外部の知見を取り入れる
- * 選考を開始するに当たり、学術会議の中期的な目標等を参考に、選考助言委員会の意見も聴きながら、ダイバーシティのバランスの大枠、領域・カテゴリーごとに最低人数又は人数の目安などを設定するか。
- ◆ 日本学術会議は、特に優れた研究又は業績がある科学者のうちから、独立して会員を選考する。
- ◆ 日本学術会議は、会員の選考に当たり、以下の事項を考慮する。
 - ・ 会員は、異なる専門分野間をつなぐことができる資質、政府や社会と対話し課題解決に向けて取り組む意欲と能力、国際的な活動実績その他の学術会議の使命・目的の実現に資する資質・経験を有する者であること
 - ・ 会員構成は、学術の進歩や社会の変化、学術会議の中期的な活動計画等を適切に反映したものであること

(B) 国民に説明できる方法

- ◇ 会員が仲間内だけで選ばれる組織であると思われないためには（客観性・透明性、納得性）、ファーストスクリーニングと候補者の絞り込みを、同じメンバーが（同じメンバーだけが）行わない仕組みが望ましい。
- ◇ 海外アカデミーが自分たちと同等だと認めてくれるような方法であることが望ましい。
コ・オプテーション方式を前提としつつ、客観性・透明性を高めるために、海外アカデミーのような投票のプロセスをどこかで入れる方向で検討。
- * 海外アカデミーの選考方法を参考にしつつ、会員数、任期等と併せて引き続き検討。
- * 仮に投票制を導入する場合、ダイバーシティ確保のための工夫も必要。
たとえば、
 - ・ ショートリスト作成の段階でダイバーシティのバランスの大枠を設定
 - ・ 領域・カテゴリーごとに最低人数又は人数の目安を設定 など
- ◇ 会員の候補者となる者の裾野を広げることも大切で、会員以外からの候補者推薦（大学、学協会、国研、産業界等）の制度化も検討。
- ◇ 選考委員会の構成員として、女性、産業界出身者、地方在住者などが積極的に登用されることが望ましい。

(C) 選ばれた very best な会員が存分に働けるような身分に関する仕組み

- ◇ 特に very best の会員を選考する場合、6 年という比較的短い任期＋再任不可の現行制度では very best の維持が困難。
- ◇ 70 歳定年制も同様の問題があり。
- ◇ 海外アカデミーは基本的に終身制であり、ミッションの違いを考慮しても、会員を very best な人たちに厳選するなら任期・定年は延長することが必要。たとえば、
 - ・ 6 年任期＋再任可
 - ・ 75 歳定年（又は 70 歳未満で会員となった者は任期満了まで）
 - ・ 定年退職の日は、誕生日ではなく、誕生日の属する年度末又は誕生日の直後の 9/30 とすることも、併せて検討。

(D) 会員数、連携会員

- ◇ 学術会議がよりダイバーシティを高め、俯瞰的な議論を十分に行うためには、210 名の会員では少ないのではないか。逆に連携会員も含めた 2,100 名という規模は過剰感あり。
- ◇ フルセットで多くの分野の会員をそろえようとする組織の肥大化につながり、会員の質も維持しにくくなる。
- ◇ 会員数を適切な規模まで増員し、併せて会員以外の者が弾力的に審議に参加できる仕組みを整備する方向で検討。
- ◇ 連携会員については、制度の趣旨や会員との関係を整理する中で在り方を検討。

【参考】日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会中間報告（令和5年12月21日）（抄）

- 本懇談会の議論に基づいて学術会議を法人化する場合、会員の任期、定員等の在り方とも関係するが、新法人の最初の会員選考は、新法人の出発点にふさわしい特別な方法を検討すべきである。

◇ 新たな日本学術会議の発足時の会員の選考は、その後のコ・オプテーションによる会員選考のベースになるもの。

* 初期メンバーとして very best の会員を選ぶためには、現会員だけによるコ・オプテーション（現会員の推薦に基づき現会員だけが選考）ではなく、よりオープンに慎重かつ幅広く選考することが望ましい。

* 新たな選考基準に基づくダイバーシティの高い会員選考は、現会員に限らない多様な視点から行うことが望ましい。

◇ 新法人が国民の納得と支持を得るためにも初期メンバーの選考は極めて重要であり、適切な方法を引き続き検討。

＜参考＞「日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）」 抄

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。

2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。

4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。

6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。

7・8（略）

第十五条 日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。

2 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。

3 連携会員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

《内部組織》

- 4 新たな日本学術会議の体制の重要事項は以下のような方向で検討する。
細則については、法律の規定を踏まえ、法人が定める。
- (1) 会長及び副会長数名を置き、会長は会員の互選によって定める。常勤とすることも検討する。
 - (2) 運営・活動に関する重要事項の決定は、会員から構成される総会の議決を経るものとする。
 - (3) 運営に関する事項を審議するため、幹事会（仮称）を置く。幹事会は、会長、副会長及び会員で組織し、幹事会の構成員は会長が任命する。

※日本学術会議の法人化に向けて（令和5年12月22日）

【参考】日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会中間報告（令和5年12月21日）（抄）

- 仮に学術会議を法人化する場合でも、学術会議の独立性・自律性を踏まえれば基本的には会員互選によるべきであると考えるが、法人化により質的にも量的にも拡大深化していく学術会議の活動・運営について、リーダーシップを発揮しつつ適切にマネジメントしていくためには、これまで以上に慎重かつ丁寧なプロセスで選出することも検討すべきである。

《会長の資質》

- ◇ 会長には、以下のような資質、使命・役割を期待。
- ・ 学術界のトップとして誰もが認める見識
 - ・ 学問の方向性や学術と社会の関係に関する議論をリード
 - ・ ボトムアップ型活動のリード
 - ・ 社会の課題にトップダウンで対応
 - ・ 国民、政府等のステークホルダー、会員とのコミュニケーション
 - ・ 適切な業務・組織運営（マネジメント、ガバナンス）、財政基盤の確保
- ◇ 学術的社会的課題に対応するために課題別委員会を設置するような、学術的な活動領域におけるリーダーシップは当然だが、会員が増加し活動も拡大する新たな学術会議の会長には、組織マネジメント面でもリーダーシップが求められる。

《会長の選考方法》

- ◇ 学術的な業績はもとより、組織マネジメント面での資質や業績（所属機関や学術機関での指導的地位における業績など）を十分に勘案しながら選考するためには、現在のように新会員任命直後に総会で投票を行う方法は不適切。会長は、会員による慎重かつ丁寧なプロセスで選出されることが重要。

- * たとえば、会長候補者の組織マネジメント面での資質や業績を整理する仕組みを設け、会員間で会長候補についての十分な情報を事前に共有することが考えられる。

《会長の勤務形態》

- ◇ 会長の勤務形態については、会長が学術的な活動の領域だけでなく、組織マネジメントでも必要なリーダーシップを発揮できる環境を整備するという観点から検討。

- * 適材適所の観点からは、常勤/非常勤を弾力的に組み合わせることができるような仕組み（たとえば本務の機関と学術会議で4:6、5:5、6:4など）とし、勤務形態を弾力的に設定していくことが考えられる。

《会長のサポート体制》

- ◇ 会長が非常勤のケースも想定すると、会長のサポート体制を十分に整備しておくことが不可欠。

- * 事務局機能としては、PhD、URA等の職員を配置することはもとより、事務局長等が責任をもって自律的・主体的に活動できることが必要。
- * 戦略機能（学術的戦略、管理運営的戦略）としては、戦略スタッフの位置づけを明確にし、会長のスタッフとして十分に活動できる環境の整備が必要。
- * 運営助言委員会、評価委員会、監事なども、会長等と十分なコミュニケーションを確保し、良好な組織運営に資するよう設計することが望まれる。

＜参考＞「日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）」 抄

第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。

- 2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。
- 3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。
- 4 会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。
- 5 副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。
- 6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第十四条 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて組織する。
- 3 日本学術会議は、第二十八条の規定による規則（以下この章及び次章において「規則」という。）で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる。

第二十三条 日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。

- 2 総会は、日本学術会議の最高議決機関とし、年二回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。
- 3・4（略）

第二十八条 会長は、総会の議決を経て、この法律に定める事項その他日本学術会議の運営に関する事項につき、規則を定めることができる。

《財政基盤》

- 5 新たな日本学術会議が国民から求められる機能を適切に発揮するために必要な体制（事務局を含む）を整備する。

新たな日本学術会議は、活動・運営の活性化、独立性の徹底という観点からも、財政基盤の多様化に努める。

その上で、必要な財政的支援を行う。外部資金獲得の支援に必要な措置も検討する。

※日本学術会議の法人化に向けて（令和5年12月22日）

【参考】日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会中間報告（令和5年12月21日）（抄）

- また、学術会議と国との関係については、本懇談会としては、学術会議が以上のような使命・目的に沿って独立して自律的に活動し、期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと理解する。

◇ アクション・プラン（学術会議において検討中）

- ◇ 国民から負託されたミッションに沿って活動する学術会議に対して政府が必要な財政支援を行うことは、WGとしても強く期待。

- ◇ 一方で、予算増額の現実的な可能性や選択肢を拡大するとともに、財政面での独立性・自律性の確立、活動の活性化や水準の向上という観点からは、学術会議には、財政基盤の多様化に向けての努力が求められる。

◇ 外部資金獲得の支援に必要な措置

- ・ 国民及び社会の理解と支持を得るための努力が必要
- ・ 社会との連携促進のツールとしても活用
- * 学術会議の活動の中立性を損なわないための工夫について、諸外国の例も参考にしながら検討

- ◆ 政府は、国民から負託された使命・目的に沿って独立して自律的に活動する学術会議に対し、必要な財政的支援を行う。

＜参考＞「日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）」 抄

第一条 （略）

- 2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。
- 3 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。

第十六条 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。

- 2 事務局に、局長その他所要の職員を置く。
- 3 前項の職員の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行う。

《ガバナンス》

6 国民の理解・信頼の確保に必要な高い透明性と自律的な組織としてのガバナンスを担保するため、以下の方向で検討する。

- (1) 新たな日本学術会議に運営助言委員会（仮称）を置き、予算・決算、中期的な計画その他の運営に関する重要事項（科学的助言の内容等に関するものを除く。）について意見を述べる。委員は、会員及び連携会員以外の者が過半数となるよう会長が任命する。
- (2) 新たな日本学術会議に監事を置く。監事は主務大臣が任命し、業務、財務及び幹事会構成員の業務執行の状況を監査する。
- (3) 新たな日本学術会議は、毎年、業務執行、組織及び運営等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- (4) 主務大臣が任命する外部の有識者で構成される日本学術会議評価委員会（仮称）を置き、新たな日本学術会議に求められる機能が適切に発揮されているかという観点から、業務執行、組織及び運営等の総合的な状況について、中期的な計画の期間ごとに評価を行う。新たな日本学術会議が中期的な計画を策定するに当たっては、その意見を聴くものとする。

◇ 学術会議は、国民から負託されたミッションを遂行するために、法律により特別な地位・権限を負託され、国費による支援を受ける組織。

- ① 学術的・科学的な活動は独立して自律的に行われること（「重すぎない組織・制度」「シンプルかつ重点化」に留意）
- ② 国民からの負託と財政支援に応える体制整備（高い透明性と自律的な組織に必要なガバナンス）
- ③ 国民から負託されたミッションに沿った活動（国民との約束の履行、国費の適切な執行）
が求められる。

◇ 学術会議が国民からの支持を得て、十分な財政的な支援を受けるためには、「学術会議が活動しやすく、それでいて外部の目と声が反映され、国民が納得できる仕組み」を制度的に担保することが不可欠。

- ・ 運営助言委員会は、主に活動の入口で、ミッションの具体化や組織運営に外部の視点・知見を反映
- ・ 評価委員会は、主に活動の出口で、さまざまなステークホルダーの視点から、ミッションに沿った活動・運営の状況を国民に可視化
- ・ 納税者たる国民を代表する監事は、入口と出口をつなぎ、ミッションに沿った円滑かつ適切な活動・運営を 常時把握
- ・ 運営委員会、評価委員会の意見も聴きながら業務、組織運営などに関する中期的な計画を策定（国民及び社会との対話、理解促進）

◇ 制度化に向けての具体的な検討を進めるに当たっては、海外アカデミー調査の結果も参考にしながら、我が国のナショナル・アカデミーにふさわしい在り方を検討。

(A) 運営助言委員会

◇ 外部の有識者や実務家が過半数となる運営助言委員会を設置し、ミッションの具体化や組織運営に外部の視点を反映するアドバイザリーボードとして活用。

◆ 運営助言委員会の委員は会長が任命し、予算・決算、中期的な計画など運営に関する重要事項に意見を述べる。

- ・ 外部委員は、学術会議以外のアカデミア、産業界、地域、マネジメント・財務、海外アカデミーに詳しい者、マスコミなどが想定される。

* 運営助言委員会は、外部の声を幅広く聴く場として多数の委員から構成するのではなく、会長が実効的な助言を求められるような専門性と機動性の高い組織として設計するか。

(B) 監事

- ◇ 法律に基づく特別な地位・権限を負託され、国費による財政支援を受けていることを踏まえ、国民を代表する監事が、ミッション（国民の負託）に沿った活動・運営の状況を常時把握（会長等と定期的にコミュニケーション）。
- ◆ 監事は主務大臣が任命し、業務、財務及び会長等の業務執行の状況を監査。
- ◆ 監事は、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとする。

《参考 1》監事監査指針（平成 26 年 12 月 19 日 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会）（抄）

- 監事は（…）主務大臣から任命された独立の機関として、法人の業務を監査することにより、法人の健全な業務運営を確保し、社会的信頼に応える良質な法人の統治体制の確立に資する責務を負うものである。
- 監事は、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとする。
- 監事は、法人の長と定期的に会合をもち、法人の長の業務運営方針を確かめるとともに、（…）意見を交換し、法人の長との相互認識と信頼を深めるよう努めるものとする。

《参考 2》国立大学法人等監事協議会「監事監査に関する指針」（令和 6 年 4 月 26 日）（抄）

- 監事は、国立大学法人等の長、理事、運営方針委員及び職員等との意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努めるものとする。
- 監事は、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとする。

(C) 中期的な活動計画

- ◇ 学術会議は、ミッションを明確化・具体化するため、中期的な活動計画を策定する。
 - ・ 計画は、たとえば業務（科学的助言、国際活動、各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進）の目標及び実施方法、組織・運営に関する事項、活動・運営の改善、財務などについて記載。

- ・ 仮に会員の任期が6年なら、中期的な計画の期間も6年か。
- ・ 学術会議は、計画の策定に当たり、外部の知見を取り入れるため、運営助言委員会及び日本学術会議評価委員会の意見を聴くこととする。

(D) 毎年の自己点検・評価

- ◇ 学術会議は、毎年、業務、組織・運営、財務の状況などについて自ら点検及び評価を行い、その結果を（日本学術会議評価委員会に報告し、）公表。
- * 評価項目や評価委員会における評価との関係は、「重すぎない組織・制度」「シンプルかつ重点化」に留意しつつ引き続き検討。

(E) 日本学術会議評価委員会

- ◇ 学術会議は、日本学術会議評価委員会を通じて、ミッションに沿った活動・運営の状況をステークホルダーへの説明・議論を通じて国民に可視化。
- * 評価項目や評価委員会における評価との関係は、「重すぎない組織・制度」「シンプルかつ重点化」に留意しつつ引き続き検討。
- ◆ 日本学術会議評価委員会の委員は主務大臣が任命し、業務、組織・運営などの総合的な状況について、中期的な計画の期間ごとに評価を行う。
- * 委員は、たとえばアカデミア、国研、産業界、地方、国民生活、組織運営などに高い知見を有する者を想定。

＜参考＞「日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）」 抄

第十四条 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて組織する。

3 日本学術会議は、第二十八条の規定による規則（以下この章及び次章において「規則」という。）で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる。